

## 令和元年度 環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 開催要領

### 1. 目的

持続可能な社会実現に向けた世界的な動向は、企業の環境報告にも大きな影響を与えており、この流れを受けて、環境報告ガイドラインの 2018 年改定版を公表した。この検討の過程で、企業が環境課題を特定し、対応を検討していく対象に、従来の環境マネジメント範囲である自社グループだけでなく、バリューチェーン全体を含めることの重要性が話し合わせ、環境報告ガイドラインでもこれを指摘している。

バリューチェーンの中で特に対処が難しいサプライチェーンにおける取組の重要性は、我が国でも急速に認識され始めているが、サプライチェーンでの取組推進ツールであるサプライチェーンマネジメントには、確立された評価基準が存在しないために、何をどこまで実施すればよいか分らず、その普及を阻む要因ともなっている。近年では、サプライチェーンマネジメントをデュー・ディリジェンスプロセスとして規制する傾向が強くなっており、環境取組のサプライチェーンマネジメントも、環境デュー・ディリジェンスとして、そのあり方を明確にする必要性が高まっている。

本検討会では、環境デュー・ディリジェンスの方法論を整理し、サプライチェーンマネジメントを実行する企業やその対象となる事業者双方の実務に役立つ手引書の公表を目指す。

### 2. 期間

令和元年 9 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日の期間で 5 回程度開催する。

### 3. 場所

都内(23 区内)

### 4. 組織

- 4.1 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。
- 4.2 座長は検討会の議事運営に当たる。
- 4.3 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

### 5. 情報公開

- 5.1 会議は公開とする。
- 5.2 検討会での委員の発言は議事録に記載される。
- 5.3 検討会資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。

(裏面に続く)

## 6. 事務局

検討会の事務局は、環境省 大臣官房 環境経済課及びその委託を受けたサスティビー・コミュニケーションズ株式会社において行う。

## 7. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。

以上